

「学校法人部門」と「学校法人共通」について

第 4 回本 WG (R6.7.4) において示した「学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について（たたき台）」のうち「学校法人部門」と「学校法人共通」に関し、「特定のセグメントに帰属させることが困難な特殊なケース」として、例えば学校法人の戦略的な取組として複数の学校種にまたがる事業などの取扱いについていずれに整理すべきかといった議論があった。

これを踏まえ、両者の在り方に関する対応案について検討頂きたい。

「学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について（たたき台）」

・「学校法人部門」の定義

「その他」に区分される学校法人部門の業務については、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（文管企第 250 号昭和 55 年 11 月 4 日文部省管理局長通知）に以下のとおり示されており、今般の改正によってもこの区分の妥当性は変わらないと考える。よって、「学校法人部門」の対象範囲は、引き続き以下とする。

- ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること
- イ 役員等の庶務に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
- エ 法人主催の行事及び会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
- カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定事務に関すること
- キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

・「学校法人共通」の定義

各学校法人の運営実態に基づき、特定のセグメントに帰属させることが困難な特殊なケースがあり、学校法人の判断により必要とされる場合、「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができる。

<方針>

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」を基にした「学校法人部門」の定義を修正し、「学校法人共通」は設けない。

【「学校法人部門」の定義の修正案】

<アについて>

案：「理事会及び評議員会等の運営に関すること」とする

(理由)「庶務」とは、会議の開催に伴う会場や資料の準備、会議開催経費といったロジ面の対応イメージが強いが、会議開催時期や議題の検討などの業務も想定されるため。

<イについて>

案：「役員等の庶務及び活動全般に関すること」とする

(理由)「役員等の庶務」だと役員の身の回りの世話に関する秘書的業務のイメージが強いが、役員が用務で出張したりする場合など、役員としての活動も読めるように修正するため。

<エについて>

案1：法人主催、あるいは法人が中心となって企画する事業及び会議に関すること

(理由) 法人中心となって複数の部門にまたがる行事を企画する場合も、目的によっては各部門の活動に振り分けることが難しいとの指摘があったことを踏まえ、その趣旨を反映するため。

案2：法人主催の事業及び会議に関すること

(理由) 案1だと各部門に計上すべきものも含めることとなり妥当ではないため。

<カについて>

案1：「法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定及び運営に関すること」

(理由) 基本方針の策定だけではなく、方針に基づき実現に向けた取組を進めることを含めるため。

案2：「法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定及び管理に関すること」

(理由) 基本方針の策定だけではなく、策定後の計画の進捗管理を含めるため。

<ケについて>

案：「特定の部門の業務に属さない事項の処理に関すること」とする

(理由) 学校法人全体の目的のために複数の部門にまたがる業務を行う場合は、複数部門に割り振るのではなく、学校法人として計上することが適切であるため。

【参考】「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（文管企第 250 号 昭和 55 年 11 月 4 日文部省管理局長通知）

3. 「学校法人」部門の取扱い

(1) 「学校法人」部門の業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

- ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること
- イ 役員等の庶務に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること
- エ 法人主催の行事及び会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
- カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定事務に関すること
- キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

【参考】「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」（令和 6 年 1 月 31 日）＜18 ページ＞

ウ セグメント区分方法の考え方と具体的な内容

- 具体的なセグメントについては、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき表示する。
ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。
 - ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
 - ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
 - ③ 病院
 - ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）
- 「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができる。

【参考】「学校法人」56 年 1 月号（文部省管理局企画調整課学校法人調査室長 大谷 蔵）（抜粋）

(3) 「学校法人」部門の取扱い

「学校法人」部門は、「昭和 47 年 4 月通知」の別表の(注) 1B 類型に該当するものは「不明確な額は、「学校法人」部門に配分して記載することが適当なもの」であるという説明があるため、学校法人によっては、配分計算の作業をまったく行わず、すべて「学校法人」部門に計上しているところもあった。このため、「報告」は、「学校法人」部門への計上の方法については、特に詳しく示している。

「報告」では、一般的に「学校法人」部門の業務の範囲を特定する（「報告」3 - (1)）ことにより、「学校法人」部門に直接計上される収入額・支出額は、これらの業務の運営に必要なもののみとし、更にこれらに係る収入・支出科目を限定している。

ここで、特に留意すべき点は次のとおりである。

- ア 「学校法人」部門の業務の範囲並びに直接計上できる収入額・支出額の範囲を具体的に明確にしたものであり、不明確なものがあるからといって「学校法人」部門に計上することは考えていないこと。
- イ 各内訳表における新設の学校等の部門認定は認可の日ではなく、開設年度当初の日からとすること。
- ウ 「学校、学部・学科（学部の学科を含む。）・等の新設」には、大学院(学部基礎を置かない大学院を含む。)高等学校の課程の新設を含むこと。